

3. 中期的な経済財政運営の基本方針

(3) 財政の健全化

政府としては、財政の健全化に向けて、引き続き政府の大きさを抑制するとともに、まずは、2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す。

このため、2007年度（平成19年度）以降も、それ以前と同程度の財政収支改善努力を行うと同時に、民需主導の持続的成長を実現することが必要である。

具体的取組については、世代間の公平性など中長期にわたる検討課題も踏まえつつ、これまでの改革の成果の上に立って、政府の支出規模の目安や主な歳出分野についての国・地方を通じた中期的目標の在り方、さらには、歳入面の在り方を一体的に検討し、2006年（平成18年）の年央を目途に、「歳出・歳入一体改革」の選択肢及び改革工程を明らかにする。

その際、「基本方針 2005」に基づき、引き続き、以下の3原則に則って検討を進める。

- i. 「小さくて効率的な政府」原則：“歳出削減なくして増税なし”の考え方の下、「4. 構造改革への更なる取組」で述べる政府資産・債務改革、公務員の総人件費改革などの各項目を含め、各般にわたる歳出削減、行政改革を徹底し、必要となる税負担増を極力小さくする。
- ii. 活力原則：経済活力と財政健全化の両立を図る。
- iii. 透明性原則：改革の選択肢や将来の見通し等を国民に提示しながら検討する。

また、経済活力と財政健全化を両立させるため、「歳出・歳入一体改革」の経済に与える影響を十分に検討する。負担増を求める際には、経済社会に与える影響を勘案した負担の在り方を検討する。

こうした取組を通じて、2006年度（平成18年度）中に「歳出・歳入一体改革」についての結論を得る。

4. 構造改革への更なる取組

(2) その他の取組

(包括的かつ抜本的な税制改革)

「基本方針 2005」やこれまでの与党税制改正大綱を踏まえ、包括的かつ抜本的な検討を引き続き進め、重点強化期間内を目途に結論を得る。